

曾於市部活動基本方針
（曾於市部活動ガイドライン）
～豊かな生活の一部としての部活動の充実～



令和6年3月
曾於市教育員会

目 次

はじめに	1
「曾於市部活動基本方針」策定の趣旨	1
1 適切な運営のための体制整備	3
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	4
3 適切な休養日等の設定	5
4 生徒のニーズを踏まえた部活動の環境の整備	6
5 学校単位で参加する大会について	7
終わりに	8

曾於市部活動基本方針
～豊かな生活の一部としての部活動の充実～

曾於市教育委員会

〔はじめに〕

平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び平成30年12月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、平成31年3月に鹿児島県教育委員会が策定した「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」を参考に、曾於市立中学校における学校教育活動の一環として実施されるすべての部活動を対象とした「曾於市部活動基本方針（以下、曾於市部活動ガイドライン）」を策定する。

〔本方針策定の趣旨〕

- これまで学校で行われる部活動は、学校教育の一環として生徒の健全育成やスポーツ及び芸術文化等の振興を大きく支えてきた。それら活動の中で、体力や技能の向上を図る目的以外にも、教師や異年齢との良好なコミュニケーション、自己肯定感や責任感の涵養等、生徒指導的機能をも果たし、教育的意義も大きい。
- 一方、運動部・文化部を問わず、連日または長時間にわたる活動などによって、生徒が十分な休養を取れず、学業との両立に悩んだり、疲労が蓄積してスポーツ障害を引き起こしたり、心身の健康を害する課題が指摘されている。さらに、生徒が部活動に連日、長時間束縛される状況にあると、有為な地域人材としての役割を果たす機会も少なくなる。
- また、部活動を含む教職員の長時間勤務の問題と生徒の負担過重、少子化に伴う部活動の規模縮小や存続の危機、生徒に心理的・肉体的負担を強いる指導等、生徒が主役であるはずの部活動が、安心・安全に活動を行えない状況が散見されるのも厳然たる事実となっている。
- 将来において、本市の生徒が生涯にわたって豊かな生活を送るために、部活動をその基盤として位置付けると共に、部活動を持続可能なものとするために、各自のニーズに応じた運動・スポーツや芸術文化等の活動を行うことができるよう、速やかに、部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。
- 生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ・ 運動部活動においては、生徒が豊かなスポーツライフを実現するための資質・

能力の育成を図ること。

- ・ 文化部活動においては、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。
- ・ 全ての部活動において、バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

○ 本方針の基本的な考え方は、小学校段階においても、学校教育の一環として行われる文化等の活動については、学校において、児童の発達段階や教職員の勤務負担軽減の観点から十分に考慮し、休養日や活動時間を適切に設定する必要がある。

○ 各学校は、本市における人口減少、少子化に伴う小規模校と大規模校の混在などの問題を見据え、学校や地域の実態を踏まえながら、適切な部活動の設置、適用について工夫する必要がある。

○ 特に部活動の指導については、生徒の人権に十分に配慮するとともに、体罰はいかなる場合にも行ってはならないものであり、違法行為であるのみならず、生徒の心身に深刻な影響を与える行為であることを改めて認識し体罰等を絶対に行わない適切な指導に取り組む必要がある。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動方針の策定等

ア 市教育委員会（以下「市教委」という。）は、スポーツ庁（運動部活動）及び文化庁（文化部活動）のガイドラインに則り、県の方針を参考に、「曾於市部活動ガイドライン」を策定する。

イ 校長は、市教委の「曾於市部活動ガイドライン」に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」（以下「学校の活動方針」という。）を策定する。

顧問は、曾於市部活動ガイドラインに則り、年間の活動計画（活動日時・場所・休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所・休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。なお、計画に変更がある場合は、速やかに校長に届ける。

ウ 校長は、学校の方針及び活動計画等を学校のホームページの掲載等により公表する。

エ 市教委は、上記イに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。（様式1、様式2）

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の運動部及び文化部を設置する。

イ 市教委は、各学校の生徒や教職員の数、外部指導者の活用状況や公校務分担の実態を踏まえ、部活動指導員の任用と学校への配置について検討する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、年間・月間の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツや文化芸術等の活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

オ 市教委は、部活動の指導者を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 市教委及び校長は、教職員の部活動への関与について「学校における働き方改革に関する緊急対策」（平成29年12月26日付 文部科学大臣決定）及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」（平成30年2月9日付 文科初第1437号）を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部活動の指導者は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。市教委は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 部活動の指導者は、スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことや、生徒の心身の負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。

ウ 部活動の指導者は、生徒の体力及び芸術文化等の能力を向上させながら、生涯を通じてスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培い、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう指導する。

その際、競技種目・分野の特性を踏まえた科学的（合理的でかつ効率的・効果的）なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、目先の勝敗や技能向上、行き過ぎた勝利至上主義にとらわれることなく、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、スポーツや芸術文化等の多様な楽しみ方ができるよう配慮する。

エ 部活動の指導者は専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。また、生徒自身が自分の体調等に応じた活動について部活動の指導者と意見の交換ができる雰囲気づくりを行う。

オ 部活動の指導者は、生徒主体のキャプテン（等）会議や各部活動ごとのミーティングを定期的に設けるなど、生徒の主体性を尊重し、生徒とともに学び合う関係性を構築し、生徒の健全な成長を目指した指導を行う。

（２） 部活動用指導手引等の普及・活用

部活動の指導者は、中央競技団体や部活動に関わる各分野の関係団体が作成する部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引や、本県が策定した「運動部活動指導の手引き（一部改訂版）」（平成 29 年 3 月）等を活用して、２（１）に基づく適切な指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

（１） 休養日の設定

ア 学期中は、週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。（平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも 1 日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。その際、生徒の疲労回復や規則的な生活等に配慮すること。）

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

（２） 活動時間の設定

1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

（３） 休養日・活動時間の運用について

ア 市教委は、１（１）アに掲げる「曾於市部活動ガイドライン」の策定に当たっては、スポーツ庁及び文化庁のガイドラインに則り、県の方針を参考に、休業日及び活動時間等を策定し、明記する。また、下記イに関し、適宜、支援及び指導を行う。

イ 校長は、１（１）イに掲げる「学校の方針」の策定に当たっては、市教委が策定した「曾於市部活動ガイドライン」に則り、各部活動の休養日及び活動時間を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ なお、校長は、３（１）の「休養日の設定」とは別に、休養日及び活動時間等の設定について、定期試験前後の一定期間や地域をあげての行事などにおいて、学校や地域の実態を踏まえ、部活動共通、学校全体の部活動休養日を設け

るなど工夫をすること。

エ 鹿児島県青少年育成県民会議では、毎月第3土曜日は「青少年育成の日」、第3日曜日は「家庭の日」と定められているので、その趣旨を尊重すること。

オ 部活動の指導の際は、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、万全の安全対策を講じる。

4 生徒のニーズを踏まえた部活動の環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであることを踏まえ、次のことに留意し、適切な部活動の設置を検討する。

(ア) 運動部

校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、顧問や活動場所等の確保など可能な範囲において、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置について検討する。

(イ) 文化部

校長は、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部の設置について検討する。

【具体的な例】

〔生徒のニーズを踏まえた部活動の例〕

- ・ 季節ごとに異なるスポーツや芸術文化等の活動を行う活動
- ・ 競技・大会志向でなく友達と楽しみながらレクリエーション志向で行う活動
- ・ 体力づくりを目的とした活動
- ・ 音楽、合唱、演劇、放送などを融合した合同部での活動等

(ウ) 部活動の設置を検討する際の配慮事項

部活動の設置を検討する際は、生徒の安全な活動や部活動の指導者の負担軽減を図るために複数の顧問を配置できるよう考慮する。また、事故防止の観点から、使用する時間帯の調整等により安全な活動場所が確保でき

るよう配慮する。

イ 市教委は、関係団体・機関等と連携を図り、単一の学校では特定の競技の運動部又は分野の文化部を設けることができない場合には、生徒の部活動の機会が損なわれることがないように、複数校による合同部活動等の取組について検討する。

【具体的な例】

- ・ 関係団体・機関等と連携を図り、拠点校を設置する。

(2) 地域との連携等

ア 市教委及び校長は、生徒のスポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、体育館、社会教育施設、文化施設の活用や地域の人々の協力や、スポーツ団体・芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツや芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

イ 市教委は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツや芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設開放を推進する。

ウ 市教委及び校長は、学校と地域・保護者が共に生徒の健全な成長のための教育、スポーツ環境や芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の中で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

エ 部活動は、地域からの理解や協力が必要なことから、校長は、学校運営協議会において、各学校の部活動運営方針を説明し、承認を得ること。

オ 顧問及び部活動指導員は、年度当初の保護者会を通じて担当する部活動に係る活動方針や年間の活動計画等について保護者等に理解と協力を得る。

5 学校単位で参加する大会について

(1) 土日及び休日、平日を問わず、すべての大会への参加は、原則として年間12回を上限とする。中体連主催の大会（地区・新人）、地区や県、九州の代表として上位大会に参加する場合は、上記の12回に含まない。

練習試合に関しては、3(1)の「休養日の設定」を原則として、基本的に午前または午後の3時間程度で計画する。やむを得ず、4時間を超える練習試合を行う場合は、事前に校長に届けることとし、原則として前後の週で土日両日とも休養日とする。

(2) 後援会等が開催する大会の主催者は、曾於市部活動ガイドラインの趣旨を踏

まえ、参加資格の在り方、参加生徒のスポーツ障害・外傷の予防の観点から、規模もしくは日程等の在り方、ボランティア等の外部人材の活用などの運営の在り方等に関する見直しについて検討する。

- (3) **市教委は、学校の部活動が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や部活動の指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の部活動が参加する大会数の上限の目安を定める。**
- (4) 校長は、県中学校体育連盟などの県の部活動に関わる組織及び市教委が定める上記(1)(2)の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会を精査する。

〔終わりに〕

これまで部活動は、体力や技能の向上を図るだけではなく、生徒指導的な機能を発揮して児童生徒の人格形成にも大きく寄与してきた。今後は、このような部活動の良さ（日本型学校教育）も活かしつつ、科学的根拠に基づき合理的で効率的・効果的な指導を追究する必要がある。併せて指導者自身も児童生徒とともに学び合う存在であることを自覚しなければならない。

本ガイドラインを基にして、持続可能な部活動の在り方を学校だけではなく、社会全体が見直す契機になること、そして、生徒一人一人が主役として、今後の人生において豊かなスポーツライフ、豊かな心や創造性を涵養する機会や場としての部活動が実現されるよう願うものである。

曾於市部活動基本方針
（曾於市部活動ガイドライン）
～豊かな生活の一部としての部活動の充実～



令和6年3月
曾於市教育員会

目 次

はじめに	1
「曾於市部活動基本方針」策定の趣旨	1
1 適切な運営のための体制整備	3
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	4
3 適切な休養日等の設定	5
4 生徒のニーズを踏まえた部活動の環境の整備	6
5 学校単位で参加する大会について	7
終わりに	8

曾於市部活動基本方針
～豊かな生活の一部としての部活動の充実～

曾於市教育委員会

〔はじめに〕

平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び平成30年12月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、平成31年3月に鹿児島県教育委員会が策定した「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」を参考に、曾於市立中学校における学校教育活動の一環として実施されるすべての部活動を対象とした「曾於市部活動基本方針（以下、曾於市部活動ガイドライン）」を策定する。

〔本方針策定の趣旨〕

- これまで学校で行われる部活動は、学校教育の一環として生徒の健全育成やスポーツ及び芸術文化等の振興を大きく支えてきた。それら活動の中で、体力や技能の向上を図る目的以外にも、教師や異年齢との良好なコミュニケーション、自己肯定感や責任感の涵養等、生徒指導的機能をも果たし、教育的意義も大きい。
- 一方、運動部・文化部を問わず、連日または長時間にわたる活動などによって、生徒が十分な休養を取れず、学業との両立に悩んだり、疲労が蓄積してスポーツ障害を引き起こしたり、心身の健康を害する課題が指摘されている。さらに、生徒が部活動に連日、長時間束縛される状況にあると、有為な地域人材としての役割を果たす機会も少なくなる。
- また、部活動を含む教職員の長時間勤務の問題と生徒の負担過重、少子化に伴う部活動の規模縮小や存続の危機、生徒に心理的・肉体的負担を強いる指導等、生徒が主役であるはずの部活動が、安心・安全に活動を行えない状況が散見されるのも厳然たる事実となっている。
- 将来において、本市の生徒が生涯にわたって豊かな生活を送るために、部活動をその基盤として位置付けると共に、部活動を持続可能なものとするために、各自のニーズに応じた運動・スポーツや芸術文化等の活動を行うことができるよう、速やかに、部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。
- 生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ・ 運動部活動においては、生徒が豊かなスポーツライフを実現するための資質・

能力の育成を図ること。

- ・ 文化部活動においては、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。
- ・ 全ての部活動において、バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

○ 本方針の基本的な考え方は、小学校段階においても、学校教育の一環として行われる文化等の活動については、学校において、児童の発達段階や教職員の勤務負担軽減の観点から十分に考慮し、休養日や活動時間を適切に設定する必要がある。

○ 各学校は、本市における人口減少、少子化に伴う小規模校と大規模校の混在などの問題を見据え、学校や地域の実態を踏まえながら、適切な部活動の設置、適用について工夫する必要がある。

○ 特に部活動の指導については、生徒の人権に十分に配慮するとともに、体罰はいかなる場合にも行ってはならないものであり、違法行為であるのみならず、生徒の心身に深刻な影響を与える行為であることを改めて認識し体罰等を絶対に行わない適切な指導に取り組む必要がある。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動方針の策定等

ア 市教育委員会（以下「市教委」という。）は、スポーツ庁（運動部活動）及び文化庁（文化部活動）のガイドラインに則り、県の方針を参考に、「曾於市部活動ガイドライン」を策定する。

イ 校長は、市教委の「曾於市部活動ガイドライン」に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」（以下「学校の活動方針」という。）を策定する。

顧問は、曾於市部活動ガイドラインに則り、年間の活動計画（活動日時・場所・休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所・休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。なお、計画に変更がある場合は、速やかに校長に届ける。

ウ 校長は、学校の方針及び活動計画等を学校のホームページの掲載等により公表する。

エ 市教委は、上記イに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。（様式1、様式2）

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の運動部及び文化部を設置する。

イ 市教委は、各学校の生徒や教職員の数、外部指導者の活用状況や公校務分担の実態を踏まえ、部活動指導員の任用と学校への配置について検討する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、年間・月間の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツや文化芸術等の活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

オ 市教委は、部活動の指導者を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 市教委及び校長は、教職員の部活動への関与について「学校における働き方改革に関する緊急対策」（平成29年12月26日付 文部科学大臣決定）及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」（平成30年2月9日付 文科初第1437号）を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部活動の指導者は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。市教委は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 部活動の指導者は、スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことや、生徒の心身の負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。

ウ 部活動の指導者は、生徒の体力及び芸術文化等の能力を向上させながら、生涯を通じてスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培い、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう指導する。

その際、競技種目・分野の特性を踏まえた科学的（合理的でかつ効率的・効果的）なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、目先の勝敗や技能向上、行き過ぎた勝利至上主義にとらわれることなく、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、スポーツや芸術文化等の多様な楽しみ方ができるよう配慮する。

エ 部活動の指導者は専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。また、生徒自身が自分の体調等に応じた活動について部活動の指導者と意見の交換ができる雰囲気づくりを行う。

オ 部活動の指導者は、生徒主体のキャプテン（等）会議や各部活動ごとのミーティングを定期的に設けるなど、生徒の主体性を尊重し、生徒とともに学び合う関係性を構築し、生徒の健全な成長を目指した指導を行う。

（２） 部活動用指導手引等の普及・活用

部活動の指導者は、中央競技団体や部活動に関わる各分野の関係団体が作成する部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引や、本県が策定した「運動部活動指導の手引き（一部改訂版）」（平成 29 年 3 月）等を活用して、２（１）に基づく適切な指導を行う。

３ 適切な休養日等の設定

（１） 休養日の設定

ア 学期中は、週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。（平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも 1 日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。その際、生徒の疲労回復や規則的な生活等に配慮すること。）

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

（２） 活動時間の設定

1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

（３） 休養日・活動時間の運用について

ア 市教委は、１（１）アに掲げる「曾於市部活動ガイドライン」の策定に当たっては、スポーツ庁及び文化庁のガイドラインに則り、県の方針を参考に、休業日及び活動時間等を策定し、明記する。また、下記イに関し、適宜、支援及び指導を行う。

イ 校長は、１（１）イに掲げる「学校の方針」の策定に当たっては、市教委が策定した「曾於市部活動ガイドライン」に則り、各部活動の休養日及び活動時間を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ なお、校長は、３（１）の「休養日の設定」とは別に、休養日及び活動時間等の設定について、定期試験前後の一定期間や地域をあげての行事などにおいて、学校や地域の実態を踏まえ、部活動共通、学校全体の部活動休養日を設け

るなど工夫をすること。

エ 鹿児島県青少年育成県民会議では、毎月第3土曜日は「青少年育成の日」、第3日曜日は「家庭の日」と定められているので、その趣旨を尊重すること。

オ 部活動の指導の際は、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、万全の安全対策を講じる。

4 生徒のニーズを踏まえた部活動の環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであることを踏まえ、次のことに留意し、適切な部活動の設置を検討する。

(ア) 運動部

校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、顧問や活動場所等の確保など可能な範囲において、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置について検討する。

(イ) 文化部

校長は、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部の設置について検討する。

【具体的な例】

〔生徒のニーズを踏まえた部活動の例〕

- ・ 季節ごとに異なるスポーツや芸術文化等の活動を行う活動
- ・ 競技・大会志向でなく友達と楽しみながらレクリエーション志向で行う活動
- ・ 体力づくりを目的とした活動
- ・ 音楽、合唱、演劇、放送などを融合した合同部での活動等

(ウ) 部活動の設置を検討する際の配慮事項

部活動の設置を検討する際は、生徒の安全な活動や部活動の指導者の負担軽減を図るために複数の顧問を配置できるよう考慮する。また、事故防止の観点から、使用する時間帯の調整等により安全な活動場所が確保でき

るよう配慮する。

イ 市教委は、関係団体・機関等と連携を図り、単一の学校では特定の競技の運動部又は分野の文化部を設けることができない場合には、生徒の部活動の機会が損なわれることがないように、複数校による合同部活動等の取組について検討する。

【具体的な例】

- ・ 関係団体・機関等と連携を図り、拠点校を設置する。

(2) 地域との連携等

ア 市教委及び校長は、生徒のスポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、体育館、社会教育施設、文化施設の活用や地域の人々の協力や、スポーツ団体・芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツや芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

イ 市教委は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツや芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設開放を推進する。

ウ 市教委及び校長は、学校と地域・保護者が共に生徒の健全な成長のための教育、スポーツ環境や芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の中で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

エ 部活動は、地域からの理解や協力が必要なことから、校長は、学校運営協議会において、各学校の部活動運営方針を説明し、承認を得ること。

オ 顧問及び部活動指導員は、年度当初の保護者会を通じて担当する部活動に係る活動方針や年間の活動計画等について保護者等に理解と協力を得る。

5 学校単位で参加する大会について

(1) 土日及び休日、平日を問わず、すべての大会への参加は、原則として年間12回を上限とする。中体連主催の大会（地区・新人）、地区や県、九州の代表として上位大会に参加する場合は、上記の12回に含まない。

練習試合に関しては、3(1)の「休養日の設定」を原則として、基本的に午前または午後の3時間程度で計画する。やむを得ず、4時間を超える練習試合を行う場合は、事前に校長に届けることとし、原則として前後の週で土日両日とも休養日とする。

(2) 後援会等が開催する大会の主催者は、曾於市部活動ガイドラインの趣旨を踏

まえ、参加資格の在り方、参加生徒のスポーツ障害・外傷の予防の観点から、規模もしくは日程等の在り方、ボランティア等の外部人材の活用などの運営の在り方等に関する見直しについて検討する。

- (3) 市教委は、**学校の部活動が参加する大会等の全体像を把握し、**週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や部活動の指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、**各学校の部活動が参加する大会数の上限の目安を定める。**
- (4) 校長は、県中学校体育連盟などの県の部活動に関わる組織及び市教委が定める上記(1)(2)の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会を精査する。

〔終わりに〕

これまで部活動は、体力や技能の向上を図るだけではなく、生徒指導的な機能を発揮して児童生徒の人格形成にも大きく寄与してきた。今後は、このような部活動の良さ（日本型学校教育）も活かしつつ、科学的根拠に基づき合理的で効率的・効果的な指導を追究する必要がある。併せて指導者自身も児童生徒とともに学び合う存在であることを自覚しなければならない。

本ガイドラインを基にして、持続可能な部活動の在り方を学校だけではなく、社会全体が見直す契機になること、そして、生徒一人一人が主役として、今後の人生において豊かなスポーツライフ、豊かな心や創造性を涵養する機会や場としての部活動が実現されるよう願うものである。